ID:　338

担当部署:　都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	原状回復命令
例規名 根拠条項	芦屋市道路占用規則　第16条第2項
例規番号	昭和42年規則第33号

【根拠条文】

（原状回復等）

第16条　占用者は、法第40条第1項の規定により道路を原状に回復したときは、市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による検査の結果不適当と認めた場合は、あらたに原状回復を命じ、また他の者をして原状回復を行わせることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日